# 第16号議案

## 令和7年度京都府流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度京都府流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町 京都市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、

井手町、精華町及び与謝野町

(2) 年間総処理水量 115,053,000立方メートル

(3) 一日平均処理水量 315.214立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

ア 桂川右岸流域下水道事業 汚 泥 処 理 施 設 一式

イ 木津川流域下水道事業 水 処 理 施 設 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益 14,735,341千円

第 1 項 営 業 収 益 8,000,334千円

第 2 項 営 業 外 収 益 6,735,007千円

支 出

 第 1 款
 流域下水道事業費用
 14,900,015千円

 第 1 項
 営業費用
 14,607,975千円

 第 2 項
 営業外費用
 292,040千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,268,147千円は、損益勘定留保資金等1,268,147千円で補塡するものとする。)。

第 1 款	資	本 的	収 入		7, 347, 173千円		
第 1 項	企	業	債		2,276,000千円		
第 2 項	出	資	金		366, 273千円		
第 3 項	負	担	金		1,219,100千円		
第 4 項	補	助	金		3, 485, 800千円		
		支	Ž.	出			
第 1 款	資	本 的	支 出		8,615,320千円		
第 1 項	建	設 改	良費		6, 304, 351千円		
第 2 項	企	業債	賞 還 金		2,310,969千円		

入

収

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事							項				期	間	限	度	額	
流	域	下	水	道	事	業	営	業	費	用	令和7年度から	令和8年度まで			1, 053, 000	千円)

#### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金等に充てるため。

限 度 額 2,276,000千円

起 債 の 方 法 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)

和 率 年10.0%以内

償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。

(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。

(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

### 職員給与費

516,585千円

(他会計からの補助金)

第9条 減価償却費、企業債利息及び高度処理に要する経費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,453,005千円と定める。

令和7年2月12日提出 京都府知事 西 脇 隆 俊